

会議・協議等記録簿

S-F3

No. 1

議事録名 佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会			主催		
			福祉課		
日時	平成30年8月9日(木) 15:00～16:15	開催場所	第1委員会室	時間	1:15
出席者	福祉課長、福祉課障害福祉係長、福祉課療育支援係長、障害福祉係油井、茂木				
参加者	障害者福祉部会委員／杉田委員、廣田委員、土屋委員、佐藤和夫委員、井出委員、小林委員				
	清水委員、佐藤剛委員、横山委員				
福祉課長	開会・あいさつ				
障害福祉係長	第二次佐久市障がい者プラン 骨子案について(説明)				
部会長	資料1-1、1-2をご覧いただきながら、第二次佐久市障がい者プランの骨子を検討するのが、今日の主な議題。委員の皆さんからご意見を頂戴したい。				
委員	佐久市以外でも計画は策定すると思うが、佐久市独自の特徴的なものは何かあるか				
福祉課長	障害者施策については障害者総合支援法がもとになっているため、佐久市独自のことはないが、障がいがある方もそうでない方も、地域で皆が支え合って、当たり前で暮らしていくための施策の推進として、今回の計画は考えている。				
部会長	総合支援法で国の基本指針が示されて、県・市町村にも下りてくる。そうした指針に基づいて策定されていくものではあるが、佐久市として特徴的な物があるかどうか、ということか。				
福祉課長	この4月に佐久市は県内で初めて、手話言語条例を施行しているので、コミュニケーションの支援など、そういうところは今回のプランの中で強く訴えて行きたいとは考えている。				
委員	3章の5節にレクリエーションや文化芸術活動とありますが、具体的なイベントがなにかあるか。				
障害福祉係長	例えば毎年秋に開催している福祉展、社会福祉協議会で開催しているふれあい広場などといった芸術活動も含めている。				
委員	そういうことはあまり知られていないのではないか。				
福祉課長	先ほど審議会の中でも、色々なことを市民の方が知らないという現状があるようで、周知も工夫をした方がいいのではと、ご意見があった。 先ほどの審議会の中で、ヘルプマークについて、学校で周知したらどうかという話もあった。ヘルプマークは障がい者の方に配付するが、そのマークを周りの方が見てヘルプマークと知らなければ、何の役にも立たない場合があるため周知の仕方は工夫して行きたいと思う。				
委員	本人が持つだけでなく、一般市民に広く知らせることが重要で、助けが必要であることをわかってもらわないと意味がない。				
委員	第4章・第1節 相談支援体制の充実というところで、障がい者同士のピアの相談が、心が休まるという感を持っているが、市は具体的にどのような相談体制を充実させているか伺いたい。				
福祉課長	ピアの相談というところは、分野別施策の次の段階の具体的施策として入る。現在も、第一次障がい者プラン後期計画の45ページに、具体的な施策の方向で、1 相談支援体制の強化 2 福祉人材の育成と確保の2の(2)『障がいの特性に応じたピアカウンセリングを行うため、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、ピアカウンセラーなどの人材育成を図ります』と記載しており、引き続き、取り組んでいきたいと考えている。				

委員	学校との関わりについて、第2章 障がい者への理解と権利擁護の推進、特に理解という部分で、学校との連携が何か盛り込まれると、話が進みやすい部分が多いのではと思う。学校に問題を持ち込むわけではなくて、障がい者への理解啓発は子どものうちから、具体的な内容を見せていけば良いのでは。
福祉課長	障がいに対する啓発の推進に関して、学校との関わりもあるが、第4章・第4節の福祉教育の推進というところで、障がい者に対する理解などに対して具体的施策の方で取り組みをしたいと考えている。
委員	子どもだけでなく、すべての皆さんが知らないという意味がない。そうすれば、企業の皆さんなどに対して、我々からアピールすることも可能であるから、言っていただければイベントなどで特設コーナーを設けるなどでもできる。
委員	第4章の障がい児の療育体制の充実と言うところだと思うが、障がいのある子を持つ親にとっては、療育支援センターはものすごく大切な場所。以前は知的障がいの子が多かったが、今は発達障がいの子が増えている。非常に充実しているが、人数が増えたことで、知的障がいの子を持つ親からすると、もっと通いたいという方がいるので、この部分はやっぱり充実していただきたいということを、すごく思っている。
福祉課長	療育支援センターについては、障がいのある子のお母様方からも、色々な相談に乗ってもらえたり、母親同士の交流もできるので、とても助かっているが、就学前までの支援になってしまうので、小学校に行ってから支援が受けられれば良いなという意見もいただいているところ。 第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画の18ページに障がい児支援の提供体制の整備等とあるが、(1)の児童発達支援センターの設置を目標として、これから0歳から18歳までの一貫した支援をしていかなければと考えているところである。こうしたところも具体的施策として盛り込んでいけたらと考えている。
部会長	一番は本人が望む生活を実現するための障がい者プランということだと思う。
委員	知的障がいをお持ちの方をお預かりしている施設だが、意思決定の支援というところ、合理的配慮がどこに当てはまってくるのか。
福祉課長	権利擁護、成年後見の関係は第2章で具体的に進めていきたいと考えている。
委員	養護学校では毎年、福祉課と懇談会をして頂いている。そこで毎年出てくる話で、卒業後に就職できるかどうかという不安を親御さんが持っている。今年度も同じような質問が出てきて、それは『就労支援の充実』と言うところにあたるところと思うが、果たして卒業してからちゃんと就労できるのか、ということについて、佐久市としてどのように考えているかお聞きしたい。
福祉課長	小諸養護学校の卒業生の方は徐々に増えて、今年度の卒業生も多くなっていると伺っている。福祉的就労として作業所やB型、一般就労とあり、具体的には事業所をお願いしていくことになるが、県・圏域の市町村、自立支援協議会などの関係機関と連携を図りながら、卒業生の方が困らないように、サービスの安定的な提供については市としても考えていきたいと思う。具体的施策にも盛り込んでいく。
部会長	B型事業所も着実に増えていて今年度もまた増える。 養護学校の方はアセスメントもこれからできていくなと思っている。
委員	第2章の障がい者への理解と言う部分で、地域の小学校に発達障害の生徒さんが多いとのことで、積極的に勉強した方がいいのではと、中込地区の民生児童委員定例会で勉強会を開くことになっている。それぞれの立場でできることをやり、障がい者と言うわけでもなく、地域でお年寄りになると、ご不自由な方が大勢いらっしゃるの、その方たちがどのような支援があれば、快適に暮らしていけるかということ、定例会など色々なところで考えていべきだと思っている。
福祉課長	本当に、色々なところで取り組んでいただき、ありがたいと思っている。皆が共に支え合い、ということで、障がいがある人もない人も、お互いに活躍できる場所を目指したいと基本理念にさせていただいている。国の施策としても、共生社会の実現が第一目標となっているので、佐久市としてもそれを目指して、皆様にもご協力いただき進めて行きたいと考えている。
部会長	地域の中で暮らす時代になっていくということで、第1章『地域での自立生活への支援』というところに、力点があるのかなと思う。その分野別施策は、『地域生活移行支援』だけではないと思う。施設入所からの移行だけでなく、障がいがあっても地域での一人暮らしができるため、また、親御さんが高齢で見られなくなっても、地域で生活ができるための在宅福祉サービスの充実という風に、ご検討いただけたらと思っている。

会議・協議等記録簿(継続紙)

S-F3

No. 3

委員	親が60歳、70歳となってきた、自分たちが病気になったり動けなくなったときに、『この子はどうなるんだろう』という不安が常にある。兄弟もいれば何とかなるかもしれないが、親としては遠くにいる娘や息子に、障がいがある妹・弟を引き取らせるとかさせたくない。そうしたら、この子はどうなるのか、グループホームも少なく、入れる状態ではない。少しでも自分たちが健康で長生きするしかないと言う話になる。できれば、親が高齢になり一人になった障がい者が入れる施設が欲しい。グループホームではなく、重度の方が入れる施設がたくさんできればいい。
部会長	私のまわりにもそういう心配をされているケースがすごく多い。親亡き後、この子はどうやって暮らしていくんだろうという思いでも、親は自分のことで精いっぱいになってくる。そういう方を地域の中で支える、あるいは施設に入所するという方法があるが、ここで第1節の在宅福祉サービスの充実が大事だと考える。施設などからの移行も大事だと思うが、施設や病院よりも、地域で暮らす人数の方が多い。一番は本人が望む生活をするための地域生活支援であるため、第1節は修正が必要ではないか。
福祉課長	それでは、第1章・第1節は、『地域生活支援・移行支援』という表現でいかがか。
部会長	第1章の表題はこのままで良いが、分野別施策の中でこの第1節の表現だと、『移行支援』が主になっていると感じる。地域生活の支援と施設からの移行の支援の両方が必要ということであるため、『地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実』に修正すれば良いのでは。
福祉課長	(他の委員に確認)『地域生活・移行を支援する在宅福祉サービスの充実』と修正して良いか。
全委員	了承
委員	身体障がいの場合に、福祉用具などを利用するが、子どもが大きくなるとまた新しいのを作る。また、治ったりお亡くなりで不要になることがあるが、それを他の方に譲る等できるしくみができないか。
療育支援係長	佐久圏域の療育部会の中では、佐久広域連合障害者相談支援センターが窓口になってそういうことも始めよう、という動きにはなっている。
委員	買わなくても使えるような仕組みになればと思う。高齢者の問題でもある。
部会長	では骨子案の検討は以上で終了。 次に、報告事項の、第5期佐久市障害者福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画について事務局から説明。
障害福祉係長	上記計画説明。
部会長	すでに出来上がっている計画であるが、是非お読みいただきたい。 資料2-2の2ページ、障害はあっても手帳を持ちたくない方もいるので実数はわからないが、障がいをお持ちの方が佐久市に6,000人いらっしゃるんだと思う。
部会長	本日の障害者福祉部会は以上で終了。